

第4期
松本市地域福祉計画
（令和3年度～令和7年度）

素案

令和3年3月15日

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	2
2. 求められる新たな地域福祉	3
(1) 社会福祉法改正の要旨	3
(2) 市町村における包括的な支援体制の整備	5
(3) 重層的支援体制整備事業の創設	5
3. 計画の位置づけ・期間	6
(1) 計画の位置づけ	6
(2) 計画の期間	6
(3) 上位計画および関連計画との連携	7
(4) 計画の進捗管理	7
第2章 地域福祉が求められる背景	8
1. 我が国の現状と将来像	9
(1) 急激な人口減少と少子高齢化	9
(2) 地方における人口減少の加速	10
(3) 人口減少・少子高齢化による福祉への影響	10
(4) 国の法制度の改革	11
2. 松本市を取り巻く環境	12
(1) 人口減少と少子高齢化の進行	12
(2) 市内各地区の人口の状況	13
(3) 人口減少・少子高齢化による財政への影響	14
(4) 地域における外国人住民の状況	15
(5) 社会構造の変化による地域活動への影響	16
第3章 松本市の地域福祉施策の振返り	17
1. 地域づくりに向けた取り組み	18
(1) 公民館活動を中心とする活発な地域活動	18
(2) 福祉ひろばを拠点とする地域福祉の活動の展開	18
(3) 地域づくりセンターの設置による地域力の向上	18
2. 地域福祉計画のあゆみ	19
(1) 地区別地域福祉計画	19
(2) 松本市地域福祉計画	19

3.	第3期松本市地域福祉計画の成果と課題	20
(1)	重点目標について	20
(2)	「行動デザイン」について	20
(3)	第3期計画の成果と課題の整理	20
4.	第3期計画までの総括	22
第4章 本計画の目指す姿		23
1.	基本理念	24
2.	計画の基本的な考え方	24
3.	基本目標	25
4.	施策の体系	27
第5章 施策の展開		28
基本目標1:みとめ合う社会の土壌づくり ～学びと交流～		29
施策1-1:福祉教育・意識啓発		29
施策1-2:人材育成・担い手づくり		30
施策1-3:つながりの場と関係づくり		31
基本目標2:安心して暮らせるまちづくり ～福祉サービスの充実～		32
施策2-1:高齢者の福祉に関する取組み		32
施策2-2:障害児・者の福祉に関する取組み		33
施策2-3:成年後見制度の利用促進に関する取組み（概要）		34
施策2-4:子育て支援に関する取組み		35
施策2-5:こどもの福祉に関する取組み		36
施策2-6:生活福祉に関する取組み		37
施策2-7:健康づくりに関する取組み		38
施策2-8:再犯防止に関する取組み（概要）		39
施策2-9:防災減災に関する取組み		40
施策2-10:多文化共生に関する取組み		41
基本目標3:困りごとを解決する仕組みづくり～包括的支援体制～		42
施策3-1:包括的な支援体制の整備		42
成年後見制度の利用促進に関する取組み		44
再犯防止に関する取組み		49
第6章 資料編		57
1.	計画の検討経過	58
2.	用語解説	59

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

日本の人口は 20 世紀後半に大きく増加し、現役世代が人口構成上の大きな割合をしめたことから、経済成長とともに福祉制度を充実させることができました。高齢や障害など、対象者ごとに法的な支援体制が整備されたことで、福祉においては「支える」側と「支えられる」側という、固定的な関係が意識されるようになりました。

しかし今後の日本では、「人生 100 年時代」とも言われる平均寿命の延伸により、生涯のうち高齢期が長くなる一方で、少子化により生産年齢人口が減少するため、これまでのような「支える」側と「支えられる」側という関係は維持できなくなっていくほか、「8050 問題」に見られるような複雑化した課題を抱えた世帯や、社会的な孤立状態を余儀なくされている人が増加し、これまでのような縦割りの支援では解決が困難になってきています。

また、世界的に拡大した感染症は、人々に強い不安や恐怖を引き起こし、地域や社会の分断を生みましたが、お互いを思いやり支え合う気持ちと、人権尊重の重要性を再認識する機会にもなりました。しかし、身近な地域社会では、いじめや虐待、高齢者や子ども、障害者等の人権問題に加え、増加する外国人労働者や、L G B T Q（性的マイノリティ）への偏見や差別が存在しています。これらに対して理解を深め、異なる文化や価値観を認め合い、一人ひとりの個性や生き方が尊重される、多様性に満ちた「地域共生社会」を作っていく必要があります。

「地域共生社会」とは、高齢者も子どもも、障害のある人もない人も、外国人も日本人も、その地域に暮らす誰もが居場所と役割を持ち、困ったときには頼り合うことができる社会です。

社会福祉法には、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とあります。「地域福祉」とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

この計画は、近年の社会情勢の変化を踏まえ、「地域共生社会」を実現するために、市や関係機関、地域住民が行う取組みを示すことを目的に策定します。

2. 求められる新たな地域福祉

(1) 社会福祉法改正の要旨

地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）により社会福祉法が改正され、平成 30（2018）年 4 月 1 日から施行されています。平成 29 年改正のポイントは以下の 3 点です。

- ① 高齢者福祉に限らない地域生活課題の解決を図るという理念の明確化
- ② 市町村が包括的な支援体制の整備を行う責務を明記
- ③ 地域福祉計画の策定が努力義務化され、他の計画の上位計画に位置づけられる

特に第 4 条において、地域住民等は、地域生活課題を把握し、関係機関と連携しながら、その解決を図ることが求められています。

社会福祉法第4条(地域福祉の推進)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指しておこなわれなければならない。

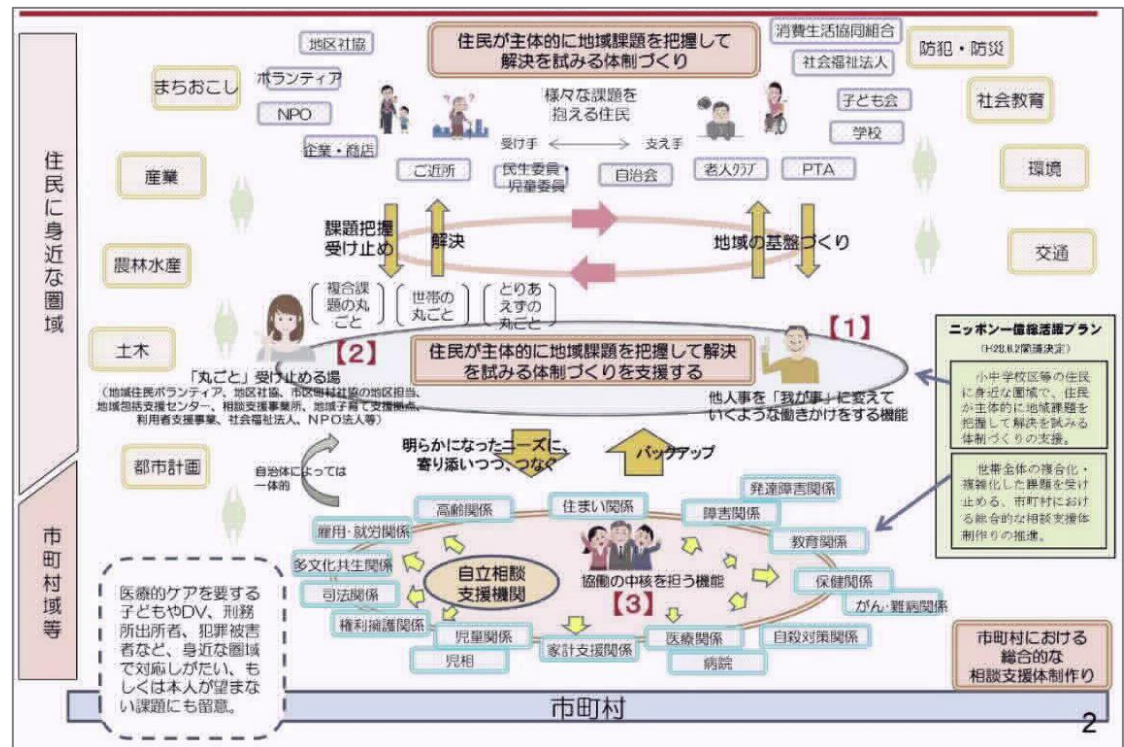
2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(2) 市町村における包括的な支援体制の整備

前述の②において、市町村は「包括的な支援体制の整備」に向けて、地区・町会等の「住民に身近な圏域」で地域力を強化するための環境整備を行うこと、高齢者福祉に限らず地域の個人と世帯が抱える生活課題を総合的に受け止める相談体制の整備、そして市町村における専門的相談機関同士の連携の推進に取り組むことの必要性が明記されました。

図表 1 市町村による包括的な支援体制の構築のイメージ



出典：厚生労働省第 20 回社会保障審議会福祉部会資料

(3) 重層的支援体制整備事業の創設

さらに令和 2（2020）年には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）」が成立し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援」「参加支援」「地域づくり」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。令和 3 年度からは、各市町村においてこの事業を活用し、包括的支援体制の構築を進めていきます。

3. 計画の位置づけ・期間

(1) 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定された「市町村地域福祉計画」として以下の項目を盛り込み、策定します。

社会福祉法第 107 条第 1 項

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

また本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条に規定された「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」および、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定された「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとし、必要事項を盛り込み一体的に策定します。

(2) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 3（2021）年度から令和 7（2025）年度の 5 年間とします。ただし、本市を取り巻く地域福祉の課題に変化があった場合には、必要に応じて見直しを検討します。

(3) 上位計画および関連計画との連携

本計画は松本市総合計画を上位計画としたもので、地域福祉を推進する総合的な計画として、健康福祉等の各部門で策定されている計画と連携を図るとともに、それらの個別計画を包含した計画として位置付けます。

そのため、本計画は松本市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画とは別計画としますが、互いに連携しながら地区の取組みを支援し、本市における地域福祉の実現を図ります。

	計画名（分野）
上位計画	松本市総合計画
主な 関連計画	介護保険事業計画・高齢者福祉計画
	障害者計画
	障害福祉計画
	子ども・子育て支援事業計画
	子どもにやさしいまちづくり推進計画
	健康づくり計画
	自殺予防対策推進計画
	教育振興基本計画
	地域づくり実行計画
	多文化共生推進プラン

(4) 計画の進捗管理

この計画の策定及び進捗管理については、学識経験者や地域実践者等による「松本市社会福祉審議会」において意見を聴きながら行います。個々の事業については、PDCA サイクルによる自己点検等を行いながら実施します。

第2章 地域福祉が求められる背景

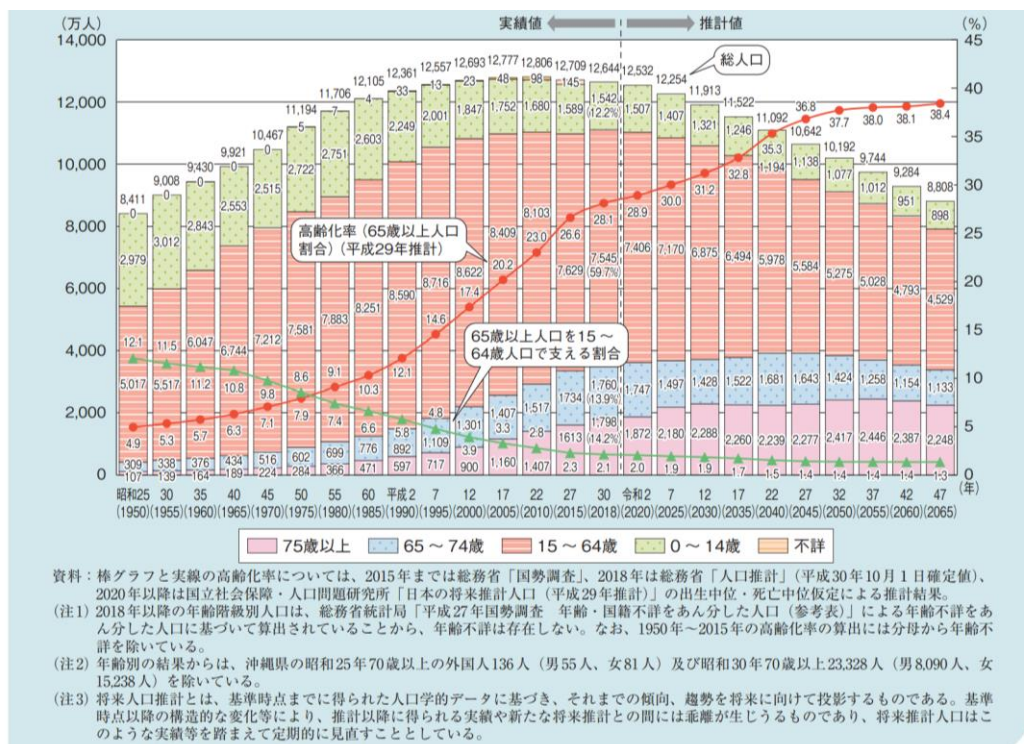
1. 我が国の現状と将来像

(1) 急激な人口減少と少子高齢化

日本の人口は平成 21（2009）年をピークに減少に転じ、令和 2（2020）年までの 10 年間で約 379 万人もの人口が減少しました。特に、令和元（2019）年から令和 2（2020）年にかけては、1 年間で 50 万人以上の人口が減少しています。今後も減少傾向は加速する見込みであり、この先、令和 12（2030）年までの 10 年間で 600 万人以上、令和 42（2060）年までの 40 年間には 3,000 万人以上が減少し、総人口は 9,284 万人になると推計されています。（図表 2）

令和 42（2060）年の 9,284 万人という数字は、昭和 35（1960）年当時（9,430 万人）と近い規模ですが、昭和 35（1960）年と令和 42（2060）年では、人口構成が全く異なります。昭和 35（1960）年の高齢化率はわずか 5.7%で、11.2 人の生産年齢人口で 1 人の高齢者を支えていましたが、令和 42（2060）年の高齢化率は 38.1%であり、1.4 人の生産年齢人口で高齢者を支える計算となります。すなわち、生産年齢人口一人ひとりに求められる負担は格段に大きくなっており、今後、持続的な社会を築くためには、このような人口減少・少子高齢化による影響に対処することが、国全体において必要になっています。

図表 2 我が国の人口構成の推移と推計



出典：厚生労働省「厚生労働白書」

(2) 地方における人口減少の加速

続いて、都道府県単位の人口の増減を見ると、総務省統計局の人口推計（令和元（2019）年 10 月 1 日現在）によれば、前年に比べ、増加は 5 都県のみで、地方圏の 42 道府県は減少しています。

この傾向は今後も継続する見込みであり、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年 3 月推計）」によれば、人口が減少する都道府県は今後も減少が続き、地方から東京圏への人口の一極集中の傾向が続く見込みです。令和 12

（2030）年から令和 17（2035）年にかけては東京都を含むすべての都道府県が減少に転じる見込みです。

(3) 人口減少・少子高齢化による福祉への影響

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、年金・医療・介護等の社会保障支出はこれまで延び続けており、今後も増大が見込まれています。増え続ける社会保障費は国・地方公共団体の財政を圧迫し、ともすれば、現役世代の負担の増大、ないしは負担増を抑制・回避するための借金（国債の発行）による、将来世代への負担の先送りを余儀なくされることにもつながります。また、高齢化による医療・介護へのニーズの増大に反して、人口減少によって担い手が減少しており、深刻な人手不足が予想されています。このように、人口減少・少子高齢化は、社会保障制度・福祉サービスを安定的に維持していくことや財政の健全化にも影響が及んでいます。

(4) 国の法制度の改革

国は、このような本格的な人口減少・少子高齢化社会の到来に対応するための改革の基本コンセプトとして、「地域共生社会の実現」を掲げています。「地域共生社会」は、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28（2016）年）において示された概念で、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すものです。（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」平成 29（2017）年 7 月）国は、「地域共生社会の実現」に向け、介護・医療・保健等様々な分野において法制度の改革を進めています。（図表 3）

図表 3 人口減少・少子高齢化に対応する法制度とその目的

介護保険法	障害者総合支援法
介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるための「地域包括ケアシステム」の構築の推進	障害者自ら望む地域での生活を総合的に支援するためのサービスの充足に関する法律
社会福祉法	生活困窮者自立支援法
高齢者分野に限らない複数分野にまたがる、市町村による包括的な支援体制の制度化(重層的支援体制整備事業の創設)	生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

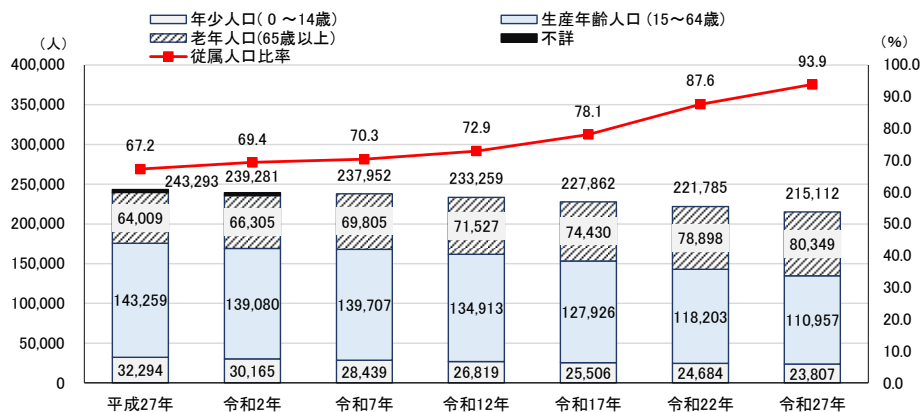
2. 松本市を取り巻く環境

(1) 人口減少と少子高齢化の進行

松本市においても国全体の傾向と同様に人口減少および高齢化が進行しています。松本市の人口は直近の5年間で約4,000人減少しています。今後も減少傾向は継続し、令和27（2045）年には215,112人まで減少する見込みです。この間一貫して、年少人口および生産年齢人口は減少するとともに、老年人口は増加し、従属人口比率（生産年齢人口100人に対する年少人口および老年人口の人数）は令和27（2045）年には93.9%まで上昇、すなわち一人の生産年齢人口が一人の従属人口を支える見通しとなっています。

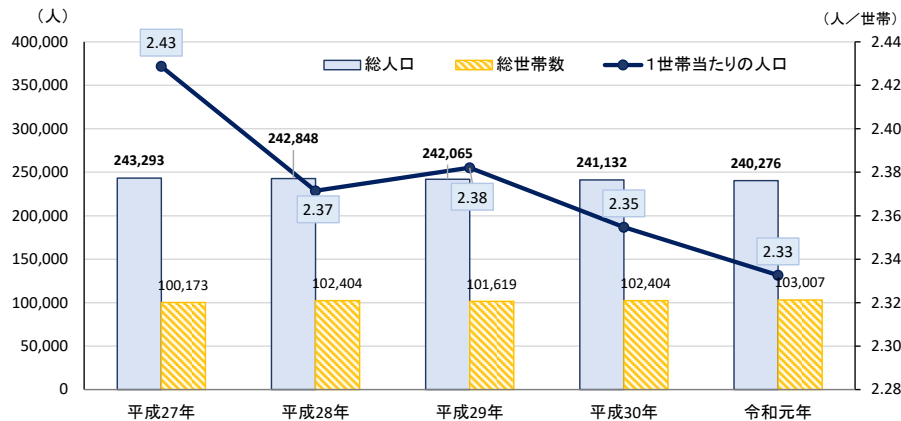
また、松本市の世帯の数の推移を見ると、令和元（2019）年10月時点で103,007世帯であり、近年増加傾向となっています。一方で、1世帯当たりの人口は減少傾向であり、単身世帯・核家族世帯が増加していることがうかがえます。

図表 4 松本市の年齢3区分別人口・従属人口比率の推移



出典：総務省「国勢調査」（平成27（2015）年）、長野県「毎月人口異動調査」（令和2（2020）年4月）
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「『日本の地域別将来推計人口』（平成30（2018）年推計）」
※従属人口比率：生産年齢人口100人あたりの年少人口および老年人口

図表 5 松本市の人口と世帯数の推移



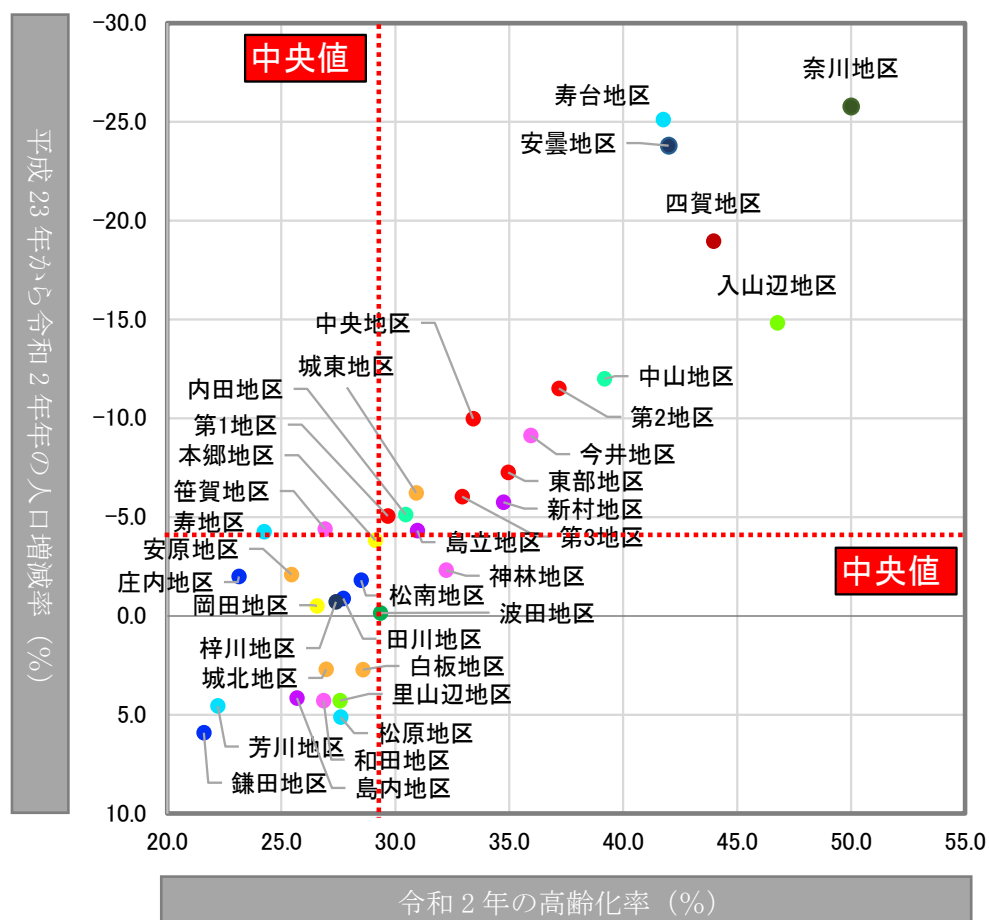
出典：長野県「毎月人口異動調査」

(2) 市内各地区の人口の状況

国全体において地方部を中心として人口減少・少子高齢化が進行しているのと同様に、松本市内においても地区によって人口減少・高齢化の進行の程度が異なり、おおむね周辺部の地区ほど人口減少・少子高齢化が進行しています。平成23（2011）年から令和2（2020）年の10年間の各地区の人口増減率および令和2（2020）年の高齢化率を見ると、最も人口の減少した奈川地区では25%を超える減少率であり、同時に高齢化率は50%に達しています。一方で、鎌田地区をはじめとする8地区では人口が増加するとともに、高齢化率は30%を下回っています。

このように地域によって、状況が大きく異なるため、実際に松本市の各地区において「地域共生社会」の実現を推進するためには、全地区一律ではなく、地域の実情にあった取組みが求められます。

図表 6 松本市の地区別人口増減率および高齢化率の散布図



出典：松本市

地域の声 ～人口減少・少子高齢化の地区への影響～



ここは分譲住宅が多い地区ですが、近頃、どの町会でも10件程度の空き家があり、草が増えるなど管理が問題になっています。空き家が増えると、地域全体の気持ちが荒れてくるように感じます。

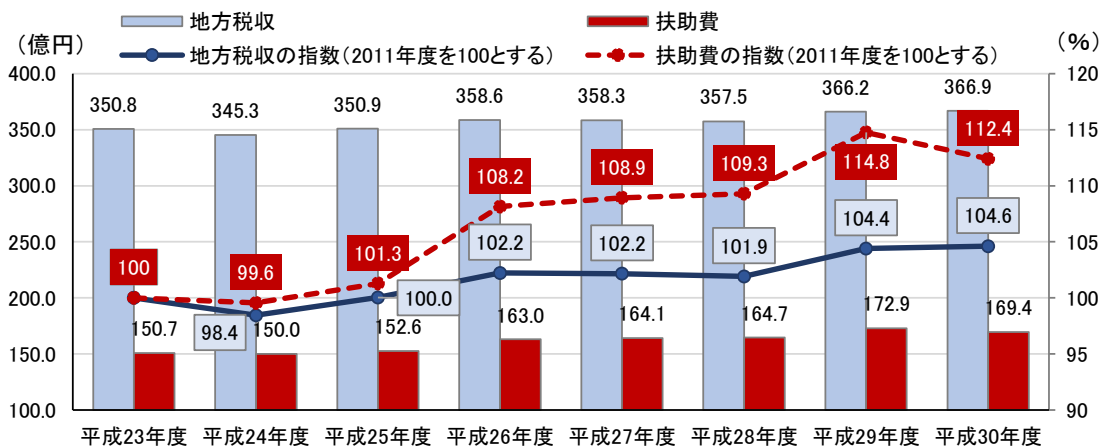


地区の子どもが減って、保育園が休園してしまいました。保育園が無いと、今後子どもが生まれないのではないかと、次は小学校が統廃合されてしまうのではないかと心配しています。

(3) 人口減少・少子高齢化による財政への影響

人口減少・高齢化によって松本市においてもそのほかの自治体と同様に、社会保障費が財政全体に占める比重が大きくなっています。近年の市の財政を見ると、税収は増加傾向にあるものの、扶助費も増加傾向にあり、そのペースは税収の増加を上回っています。今後、人口減少が加速する中で、税収が大きく増加することは見込めない一方で、高齢者の増加により扶助費は今以上に増加することとなり、一層財政を圧迫することが考えられます。市民の生活の水準やサービスの水準を維持しながら、扶助費をいかに適正化するかが、市の財政上の大きな課題となっています。

図表 7 松本市の地方税収および扶助費の推移



出典：長野県「市町村財政状況資料集」

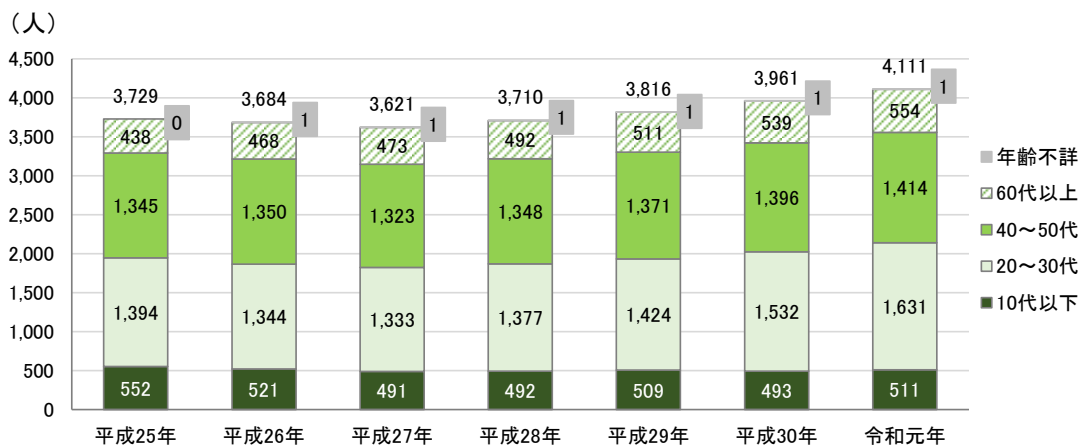
扶助費：社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

(4) 地域における外国人住民の状況

「地域共生社会」においては、多様性を認め合う地域社会を作り出すことが求められますが、松本市においても、外国人住民の増加等により社会の多様化が進んでいます。多様化の例として、外国人住民数を見ると、平成30（2018）年以降20～30代を中心に増加傾向にあり、令和2（2020）年は新型コロナウイルスの感染拡大によって減少もしくは横ばいにとどまるものと見込まれますが、人手不足という問題が解決されているわけではないため、外国人住民は長期的には一層増えるものと思われます。外国人住民は言語や文化の違いから地域社会から孤立する可能性があり、NPO法人等の専門的な支援団体が課題の受け皿となっている現状があります。

外国人住民のみならず、障害者や引きこもり、生活困窮者、罪を犯し刑務所から出所した方など、地域には多様な市民が暮らし、「地域共生社会」の実現に向けては、これらの住民が地域に居場所を見つけ、他者とのつながりの中で暮らし続けられる環境を構築することが必要です。

図表 8 松本市の年代別外国人住民数の推移



出典：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」

地域の声 ～多様な住民が地域で活躍する取組み～



K地区の住民

私の地区では外国人住民が増えています。当初はトラブルになることもあったようですが、最近では町会の役員を務めてもらうなど、地域の中で共存できているようです。



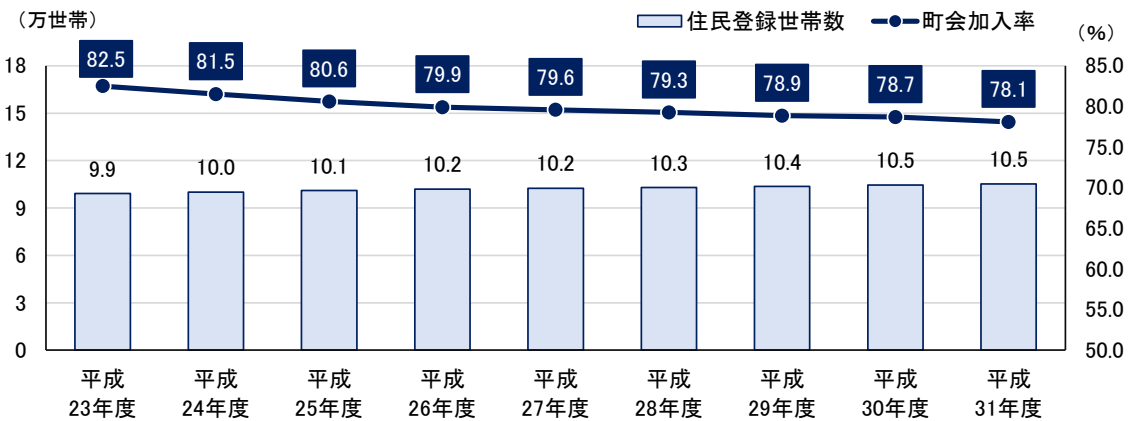
精神障害者の
就労支援団体

精神障害は見た目ではわからないので、ニュースの映像でしか精神障害者を見たことが無い人は、「精神障害者は怖い」と感じてしまいます。障害者に対する偏見や差別を生まないためには、学校教育や社会教育を通じた、障害に対する正しい理解が必要です。

(5) 社会構造の変化による地域活動への影響

前述のような人口減少・高齢化に代表される社会構造の変化を受けて、地域住民等による主体的な地域福祉活動が求められている一方、地域社会そのものの構造も変化しています。松本市の町会加入率をみると、住民登録世帯数は増加傾向であるものの、加入率は一貫して低下しています。町会に加入しない世帯は比較的若年層の単身もしくは核家族世帯であると考えられるため、町会活動の担い手の高齢化が急速に進展しています。これにより、今後地域から孤立する世帯が増加することや、地域活動の担い手の確保が困難になることが予想されるため、各地域の実情にあった対策・活動への支援が求められます。

図表 9 松本市の町会加入率の推移



出典：松本市

地域の声 ～町会の活動の変化～



I地区の住民

私の地区では高齢で町会の役員が務められないという理由で町会を脱退したいという方が増えてきました。町会は必要な組織なので、どのようにして維持するか模索しています。



K地区の住民

1970年頃、分譲されたこの地域に移り住んだ人たちは皆、働きながら町会運営もしていましたが、近頃は仕事と町会役員の両立は難しいようで、移住当時の親世代が、高齢化した今でも町会役員を務めている状況です。

第3章 松本市の地域福祉施策の振り返り

松本市では、他の市町村や介護保険制度に先駆け、住民主体の地域福祉活動を支援する、独自の施策を展開してきました。第 3 期地域福祉計画までの松本市の取組みと、地域福祉計画の変遷を以下に整理します。

1. 地域づくりに向けた取組み

(1) 公民館活動を中心とする活発な地域活動

松本市では、戦後 60 年あまりにわたって、住民主体の公民館活動が継続されてきました。公民館活動は、福祉や健康、環境や文化といった身近な暮らしの様々な分野において、時代に合った課題を取り上げ、住民主体の学習活動・地域づくり活動の拠点として活用されてきました。

(2) 福祉ひろばを拠点とする地域福祉の活動の展開

平成 6（1994）年には、公民館活動に端を発する活発な地域活動において、「福祉」に関する活動を一層発展させるため、「29 地区福祉拠点事業推進研究会」が設置され、地域の福祉の課題について議論がされました。これをきっかけに、平成 14（2002）年度までに、高齢者を中心とする住民同士の助け合いの拠点として「地区福祉ひろば」がすべての地区に設置されました。

(3) 地域づくりセンターの設置による地域力の向上

これらの公民館・福祉ひろばによる活動を基礎としながら、福祉分野を超えた地域の様々な課題を住民主体で解決するため、その拠点として平成 26（2014）年度から 35 地区に「地域づくりセンター」が開設されました。現在では、地区公民館、地区福祉ひろばと一体となった地域づくりセンター体制のもと、社会福祉協議会や、大学、NPO などと連携しながら、地区の特徴や課題に応じた、住民主体の活動が地区ごとに展開されています。

松本市では、「地域づくり」を、「安心して、いきいきと暮らせる住みよい地域社会を構築するため、市民が主体となって地域課題を解決していく活動や取組み」と定義し、松本市地域づくり実行計画に基づき、上記の公民館、福祉ひろばを含む地域づくりセンター体制で、地域づくりを支援しています。

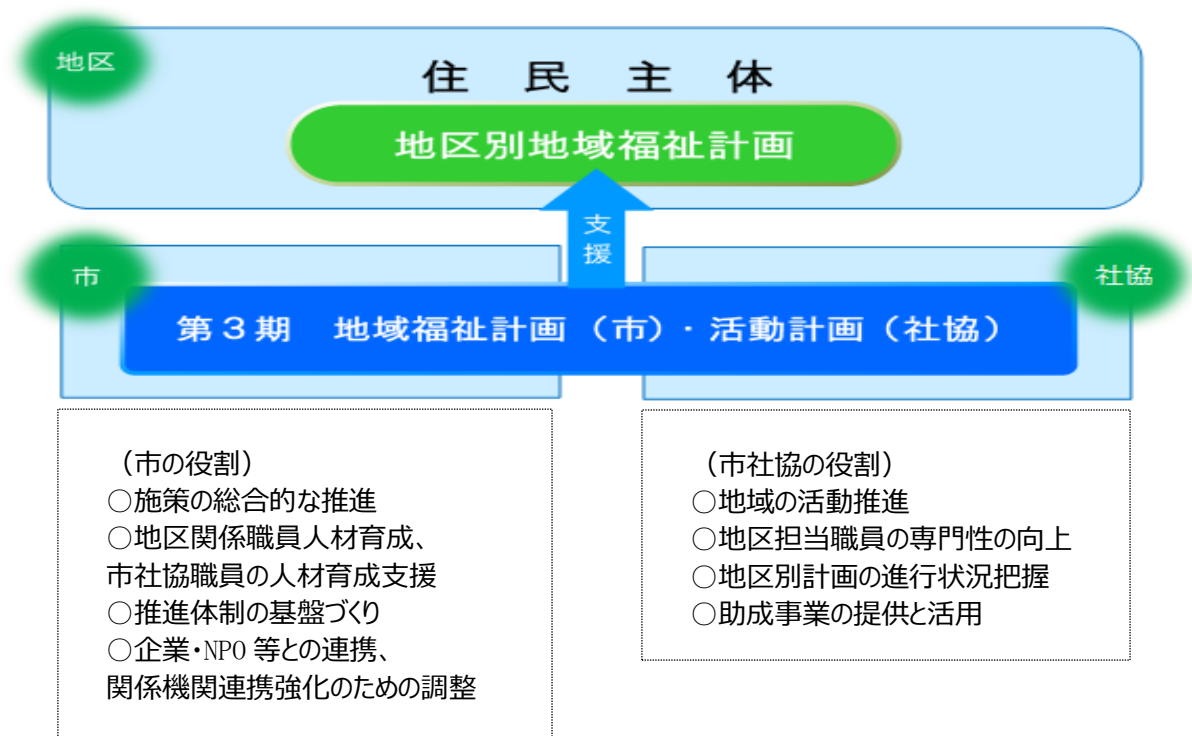
2. 地域福祉計画のあゆみ

(1) 地区別地域福祉計画

前項の（２）における福祉ひろばの活動と併せ、各地区が主体となって平成 15（2003）年頃から地区別地域福祉計画の策定が始まりました。計画策定にあたっては、各地区で独自に住民アンケートを行うなどして地区内の福祉課題を洗い出し、その対策や実行主体などを記載することで、地区の福祉活動全体の指針としました。

(2) 松本市地域福祉計画

平成 18（2006）年度には、それらの地区別地域福祉計画の実行を支援するため、「松本市地域福祉計画」を策定しました。その後、平成 23（2011）年度には「第 2 期松本市地域福祉計画」を、平成 28（2016）年度には松本市社会福祉協議会とともに「第 3 期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。



3. 第3期松本市地域福祉計画の成果と課題

第 3 期松本市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、第 3 期計画）では、「住民が主体となった地域福祉推進の取組みを、行政（以下、市）と社会福祉協議会（以下、市社協）が共同で支えていく」ことを主眼において策定されました。第 2 期の計画までに取組みが十分でなかったものについて検討し、①地域の担い手づくり、②地域の見守り体制づくり・相談窓口の充実、③地域で見えづらい課題に気づきあう、の 3 つを重点目標としました。また、第 3 期計画は、住民主体の活動における住民の行動変容を促すため、推進手法として「行動デザイン」を取り入れました。

市社協は、職員が「行動デザイン」手法を用いて地域の資源や活動が見える化し、地域の課題に対して活動を再構築する場面を設けること、市は、市社協職員の専門性向上を支援するとともに活動の基盤を作ることとしました。

(1) 重点目標について

第 3 期計画では上記の 3 つを重点目標に定めました。地区によって人口・年齢層・歴史文化等の違いがあり、重点目標や地域課題の優先順位も異なるため、全地区一律に 3 つの重点目標の展開を求めないこととしました。この間、地域包括ケアシステムの構築が大きな行政課題であったことから、地域においては高齢者の介護予防や生活支援が課題として挙がる事が多く、結果として「地域の担い手づくり」が主な取組みとなりました。

(2) 「行動デザイン」について

「行動デザイン」は、地域の資源や活動を「見える化」し、多くの人が共有できるよう図式化する方法です。平成 28（2016）年度から平成 29（2017）年度は、「行動デザイン」を用いて、地区活動の振り返りや新たな目標設定を行った地区がありましたが、平成 30（2018）年度以降、地域住民が主体的に地区別地域福祉計画の見直しに着手した際は、手法を「行動デザイン」に限定せず、住民の主体的な発意に沿った見直し作業を支援しました。

(3) 第3期計画の成果と課題の整理

第 3 期計画の重点目標および推進体制について、推進主体である市・市社協の取組みと成果・課題を、以下に整理します。

重点目標 /要素	取組み・成果		課題 今後の方向性
	市	市社協	
①地域の 担い手 づくり	「地域づくりセンター体制」を 基に、地区福祉ひろばを主な 拠点として、住民のふれ合い の場づくり、地域福祉の担い 手づくり、ボランティア育成支 援などを進めてきました。	平成30（2018）年度 に、地域住民が支え手（協 力員）となり、有料・有償で 行う生活支援事業のサービス 内容と料金形態を見直しまし た。	地区の高齢化が 進行するにつれ、一 層担い手確保が困 難になりつつありま す。活動の継続に向 けた支援を継続しま す。
②地域の 見守り体 制づくり・ 相談窓口 の充実	地区福祉ひろばを主な拠 点として、地区における窓口 の整備を行いました。 避難行動要支援者名簿に 関する条例を制定し、平常時 から地域の避難支援関係者 に要支援者の名簿情報を提 供することとしました。	見守り安心ネットワーク事 業や、地域活動拠点整備事 業を実施し、地域における見 守りのネットワークや人々の交 流する拠点づくりの推進をサ ポートしました。	地域で共有されて いる要支援者情報 を、日常的な見守り のネットワーク内で実 際に活用することを 促進します。
③地域で 見えづらい 課題に気 づきあう	地区診断書を作成して、 地域の課題を明らかにしたほ か、個別ケア会議等を通じ て、地区ごとの課題を関係者 間で共有しました。	福祉教育や研修を通じて、 地域課題としてあまり認識さ れていない困りごとについて、 地域住民や職員が学ぶ場を 設けました。	課題の把握が高 齢者分野に偏る傾 向が見られたため、 全世代・全対象型の 包括的な相談支援 体制の整備を図りま す。
推進体 制・手法に ついて	第2次松本市地域づくり 実行計画に基づき、地区課 題の整理や地区支援策の検 討等を行うとともに、部局横 断での連携体制を構築するた め、「地区支援企画会議」等 の協議体を全地区で定期的 に開催しました。	第3期計画では、市社協 の地区担当職員が地区活動 を進めるためのガイドライン「地 区活動の見直しと推進」を策 定しました。また、関係課を横 断する「地域福祉推進会議」 を設置し、情報の共有を図り ました。	横断的な協議・情 報共有の場ができ ている点を活かして、他 分野の連携による支 援を行います。

4. 第3期計画までの総括

第 3 期計画の期間中においては、地区ごとの取組みの差が見られるものの、住民の間で地域の課題を「我が事」としてとらえる意識が浸透し、住民主体の活動は進展が見られました。また、市・市社協においても地域における住民主体の活動を支援する体制が整備されました。

しかしながら、第 3 期計画が住民主体の活動を市及び市社協が支援するという点に主眼を置いていたため、地域住民においてはこうした活動に対して負担感が増したという状況があります。第 4 期計画においては、これまで発展してきた住民主体の取組みを継承しつつ、今後さらに厳しくなる人口減少と高齢化の中でも、活動を持続できるような市・関連機関の支援が求められます。

また、地域の多様化や課題の複合化・複雑化が進むにつれ、地域において対応すべき課題も多様化しています。「地域共生社会」を松本市において実現するためには、高齢者・障害者・子どもといった主な課題だけでなく、生活困窮や虐待、引きこもり等、また交通政策や産業振興についても福祉の視点から対応することが必要になっています。第 4 期計画においては、住民だけで対応することが困難な課題に対して、行政・専門機関としてどのように取組むのかをより明らかにすることが求められます。

第4章 本計画の目指す姿

1. 基本理念

みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる

第4期松本市地域福祉計画は、上記の理念にのっとり、高齢者も子どもも、障害のある人も無い人も、外国人も日本人も、お互いの個性や異なる価値観を認め合い、その地域に暮らす誰もが役割を担い、困ったときには頼り合うことのできる、「地域共生社会」の実現を目指します。

2. 計画の基本的な考え方

本計画は、本市におけるこれまでの取組みと、今後予想される将来、および改正社会福祉法の趣旨を踏まえ、以下の3点を計画の基本的な考え方とします。

◆ 住民主体の取組みを大切にします。

第3期計画までの取組みにより、地区ごとに独自の住民主体の取組みが展開されています。地域づくりセンター・福祉ひろば・公民館を拠点として、これらの取組みが継続発展するよう、地域づくりセンター体制による地域福祉の推進、地域活動との連携体制の強化について明示します。

◆ 市が行う、分野ごとの取組みを明示します。

改正社会福祉法第107条第1項において、市町村地域福祉計画においては、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を盛り込むべきとされており、本計画においても各分野において市が取り組む事項を、総合計画や関係する分野の個別計画と整合を図りながら明記します。

◆ 高齢者に限らず、必要な支援を包括的に確保します。

障害や社会的孤立を含む生活困窮等、従来は地域から見えづらかった課題に対しても、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と地域資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることができるよう、市・関係機関の連携した包括的な支援体制を構築します。

3. 基本目標

本計画は、前項の考え方に沿って基本理念を実現するため、以下の3つを基本目標とします。

基本目標1 みとめ合う社会の土壌づくり～学びと交流～

地域共生社会を推進していくためには、地域の住民が自分の身近な地域にどのような人が暮らし、どんな課題や資源があるのか、何ができるのか関心を持ち、支え合いの輪に加わるのが大切です。

松本市においては、地区の地域づくりセンターや公民館、福祉ひろばの活動を通じて、地域の福祉に関する意識啓発、ボランティアに関わる人材の育成、地域の居場所づくり等様々な地域づくりの活動が展開されてきました。本市ではこれらの取組みを活かし、各地区の実情に合わせながら、他人事を「我が事」に変えていくような働きかけを進めます。

地域の声 ～多様な住民が活躍する地区の取組み～



K 地区の住民

コミュニティスクール事業を通じて、地区の防災訓練に中学生が参加してくれました。地区の役員も例年以上に張り切って訓練を行い、お互い良い刺激になりました。



S 地区の住民

中学生が、登校時に独居高齢者宅のゴミ出しをする取組みが始まっています。高齢者の生活支援をするのは「ボランティア活動」だけではなく、いろいろな人や活動が資源になりえることが実感できます。

また、高齢のために栽培ができなくなった高齢者宅の梨の木を、近くの病院の看護師たちが代わりに育てて朝市で販売するという活動もあります。職場の親睦活動でありながら、高齢者の見守りや生きがいにもなっています。

基本目標2 安心して暮らせるまちづくり～福祉サービスの充実～

地域福祉とは住民の主体的な参加を前提としたものであり、これまでも松本市においては地域づくりセンター体制の中で住民主体の活動が展開されてきました。しかしながら、地域生活課題の中には、住民の主体的な活動だけでは解決が困難なケースがあり、そのような場合には適切な専門機関に引き継がれる必要があります。課題を抱えた世帯に対して行政として適切な支援を行うために、またそれによって住民が安心して地域活動に取り組めるためにも、分野ごとの福祉サービスの充実を図ります。

基本目標3 困りごとを解決する仕組みづくり～包括的支援体制～

改正社会福祉法第106条の3において市町村には包括的な支援体制の整備が求められ、地域福祉計画にはこれに対応する施策を記載することが努力義務として位置づけられています。松本市においては、既存の地域づくりセンター体制を活かし、住民が主体となった地域課題の解決を支援しながら、地域包括支援センター等、住民に近い機関から得た情報を、地域ケア会議等を通じて共有し、他機関と連携した支援を実施します。

また、改正社会福祉法においては、高齢者福祉に限らない地域生活課題の解決を図ることが求められていますが、本計画においても、障害のある人、子どもに対する支援や、生活困窮者、罪を犯して出所した者、引きこもり等の地域から孤立しがちな人への支援、外国人やLGBT等の多様な住民への支援に対する支援を示します。その際、地域住民間の見守りだけでなく、NPO等の民間の支援団体、行政への直接相談等多様なチャンネルを通じて支援を展開します。

地域の声 ～困りごとを解決する地域の仕組み～



S地区の住民

私の地区では住民ボランティアによる生活支援の取組みを行っています
が、ボランティアが同じ町会の住民ではないので、逆に生活の困りごとを話し
やすくなったと利用者から聞いています。

ボランティアは普段から利用者の自宅に出入りするため、利用者の困りごと
や異変を察知して、社協や包括支援センターに共有しています。こうした
共有が緊急度の高いケースへの対応力を高めたり、地域としての課題の把握
に役立ったりしています。

4. 施策の体系

以下の体系に沿って、総合計画や関連計画との対応を取りながら、施策を実施します。

目指す姿	基本目標		施策の展開	
みとめ合い、役割を持ち、支え合って生きる	1	みとめ合う社会の土壌づくり ～学びと交流～ 【106条の3 1項 1号】 【107条 1項 4号】	1	福祉教育、意識啓発
			2	人材育成、担い手づくり
			3	つながりの場と関係づくり
	2	安心して暮らせるまちづくり ～福祉サービスの充実～ 【107条 1項 1号、2号、3号】	1	高齢者の福祉に関する取組み
			2	障害児・者の福祉に関する取組み
			3	成年後見制度の利用促進に関する取組み
			4	子育て支援に関する取組み
			5	こどもの福祉に関する取組み
			6	生活福祉に関する取組み
			7	健康づくりに関する取組み
			8	再犯防止に関する取組み
			9	防災減災に関する取組み
			10	多文化共生に関する取組み
	3	困りごとを解決する仕組みづくり ～包括的支援体制～ 【106条の3 1項 2号、3号】 【106条の4】 【107条 1項 5号】	1	包括的な支援体制の整備

第5章 施策の展開

基本目標 1: みとめ合う社会の土壌づくり ～学びと交流～

施策1-1: 福祉教育・意識啓発

■現状と課題

- 地域には高齢者、障害者、外国人等、多様な住民が生活していますが、近年は人間関係の希薄化が進み、また生活困窮や8050等の課題を抱えた世帯が増えてきています。今後さらに加速する人口減少と高齢化により、今までのような「現役世代が高齢者を支える」という関係を維持することが困難になる他、障害と高齢による生活困窮や社会的孤立、といった複合的な課題を持つ世帯が増えていきます。

■施策の方向性

- 松本市では、これまで各地区公民館や地区福祉ひろばにおいて、社会教育の手法を用いた福祉課題の学習機会を設けてきました。これらの機関を活かし、行政の保有するデータを活用しながら、住民自身が自らの生活の困り事を「地域の課題」として可視化するなど、生活・地域課題に根差した学び合いの機会を設けます。また年齢、性別、障害の有無、性的指向・性自認（SOGI）にとらわれず、多様性を認めあう人権意識の向上と、地域共生社会に向けた意識啓発を行います。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
松本市出前講座「いい街つくろう！パートナーシップまつもと」	生涯学習課
公民館による学習事業	生涯学習課
地区福祉ひろばによる学習事業	地域づくりセンター
人権啓発推進事業	人権共生課
社会福祉大会	市、社会福祉協議会
社協つむぎちゃん劇団の養成	社会福祉協議会

■計画期間の目標

項目	現状値(R元)	計画目標(R7)
公民館活動に参加する市民の割合	75.4%	77.5%

施策1-2:人材育成・担い手づくり

■現状と課題

- 人口減少と高齢化という社会構造の変化により、町会役員の高齢化、地域の担い手不足、隣近所との関係の希薄化が進み、町会への加入率も低下してきています。
- 行政からの依頼等に対する役員の負担感もあり、住民の自治力・支え合いの力が弱体化しています。また、地域課題の解決に向けた市民活動団体等との連携もまだまだ不十分です。

■施策の方向性

- 地域と行政が連携して町会の組織、役員、運営のあり方など負担軽減策を検討し、NPO等の市民活動団体への支援を強化します。
- 健康づくり推進員、体力づくりサポーター、認知症サポーター等のボランティアや、生活支援活動の担い手を育成し、保健師や地域包括支援センター、その他地区担当職員との連携体制を強化することで生活支援体制の整備につなげます。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
町会加入促進事業	地域づくり課
地域づくり推進交付金	地域づくり課
市民協働推進事業	地域づくり課
生活支援体制づくり	社会福祉協議会
ボランティアセンターの運営	社会福祉協議会

■計画期間の目標

項目	現状値(R元)	計画目標(R7)
町会加入率	78.10%	現状維持
多様な主体と協働により取り組んでいる事業数	357	375

施策1-3:つながりの場と関係づくり

■現状と課題

- 核家族化の進行や単身世帯の増加に伴い、高齢者に限らず地域コミュニティとの関係が希薄な世帯が増加しています。「地域共生社会」の実現のためには、これまでの「支え手」「受け手」という関係を超え、人と人、人と資源がつながるよう、多様な住民や団体が話し合う場と関係づくりが必要です。

■施策の方向性

- 地区福祉ひろばや公民館などにおいて、高齢者のサロンや世代間交流など、お互いの顔が見えて、お互いをみとめ合えるつながりの場づくりを推進します。
- 町会単位や、既存の地縁組織を超えた任意の団体においても、つながりや関係づくりを進められるよう、財政支援を行います。
- それらのつながりから、日常の見守り・生活支援や災害時にも生きる、支え合いの関係づくりを推進します。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
地区福祉ひろば事業	地域づくりセンター
公民館事業	生涯学習課
地域福祉活動推進事業	福祉政策課
見守り安心ネットワーク事業	社会福祉協議会

■計画期間の目標

項目	現状値(R 元)	計画目標(R7)
いきいきとした地域づくりへの参加意向（元気高齢者）	37.64%	40.00%
地区福祉ひろば事業における高齢者以外を対象とした事業	8.30%	10.00%

基本目標2:安心して暮らせるまちづくり ～福祉サービスの充実～

施策2-1:高齢者の福祉に関する取組み

■現状と課題

- 介護を必要とする高齢者が増加し、介護サービスのニーズも多様化している一方、現役世代の減少により、高齢者介護の支え手の確保が困難になっています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる福祉サービスの充実や、地域づくりを進めることが必要です。
- 認知症の早期発見・早期対応にはまだ遅れがあり、早い段階での相談支援につながりにくい現状があります。

■施策の方向性

- 団塊の世代が75歳に達する2025年（令和7年）及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年（令和22年）を見据え、介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、高齢者の生活を支える介護サービスと福祉施策を展開するとともに、家族介護者、介護事業者等を支援します。
- 「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の理解や対応策を推進します。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
一般介護予防事業	高齢福祉課
生活支援体制整備事業	高齢福祉課
認知症施策の推進	高齢福祉課
地域包括ケアシステム推進事業	高齢福祉課

■計画期間の目標

項目	現状値(R元)	計画目標(R7)
介護保険制度に対して満足していると思う利用者の割合	32.3%	40.0%
介護予防のための「いきいき100歳体操」サークル数	32	164

施策2-2:障害児・者の福祉に関する取組み

■現状と課題

- 身体障害者数は減少傾向で、知的障害者数と精神障害者数は増加傾向にあります。
- 精神障害者の地域移行を進めていく中で、住居等の確保が課題となっています。軽度の障害者に対する就労系福祉サービスの社会資源は増えてきていますが、強度行動障害児・者、重症心身障害児・者に対する訪問系、日中活動系の福祉サービスの不足が課題です。
- 発達障害が、不登校や引きこもり、虐待などの一因になっている場合もあるため、発達障害に対する理解促進や、早期対応・早期療育が必要です。

■施策の方向性

- 障害者が住む場所を選択できる機会が増えるように、グループホームの整備やひとり暮らし体験事業の拡充を進めていきます。
- 障害児・者の個別ニーズとライフステージに応じた福祉サービスの充実を図る中で、特に強度行動障害児・者、重症心身障害児・者に対する訪問系、日中活動系の福祉サービス及び相談支援体制の充実によって、障害者の自立支援や、障害児・者を介護する家族の負担軽減を図ります。
- 発達障害の二次障害を防止するため、あるふキッズ支援事業の充実により、早期発見を図るとともに、幼児期から学齢期までの切れ目のない支援に取り組みます。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
自立支援給付事業	障害福祉課
地域生活支援事業	障害福祉課
地域生活支援拠点	障害福祉課

■計画期間の目標

項目	現状値(R 元)	計画目標(R7)
共同生活援助（グループホーム）利用者数	227 人／月	280 人／月
行動援護利用者数	58 人／月	70 人／月

施策2-3: 成年後見制度の利用促進に関する取組み（概要）

■現状と課題

- 成年後見制度は、認知症、知的障害者や精神障害により判断能力が不十分な方々を、法律的に支援し、保護する制度です。
- 今後、認知症高齢者等が増えることが予想される中、成年後見制度への需要が増加すると見込まれます。
- 平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び平成 29 年 3 月に閣議決定された「成年後見利用促進基本計画」により、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、その中核となる機関（中核機関）の設置など、既存の支援の見直しや体制整備に向けた取組みが必要となっています。

■施策の方向性

- 地域の実情に応じた成年後見利用の促進を図り、専門職団体との連携や必要な体制整備を行うとともに、国の基本計画に基づき、以下の施策を推進します。
 - (1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用
 - (2) 誰もが必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築
 - (3) 適切な制度利用と後見活動の実現

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
成年後見利用支援事業	高齢福祉課・ 障害福祉課
成年後見制度相談会	高齢福祉課
成年後見制度市民啓発事業	高齢福祉課

■計画期間の目標

項目	現状値(R 元)	計画目標(R7)
市民後見人の養成（※）	26 人	40 人
市民後見人フォローアップ研修	3 回	3 回

※成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条における「成年後見制度利用促進基本計画」の本編は、本書の p42 以降に記載します。

施策2-4:子育て支援に関する取組み

■現状と課題

- 核家族や共働き世帯、ひとり親世帯の増加、初妊娠年齢の高齢化など、ライフスタイルの変化により、妊娠や出産、子育てに不安を抱える保護者や、相談先を見つけられずに孤立してしまう家庭が増加傾向にあります。虐待等の困難事例に繋がるケースもあり、相談体制の充実と周知、また、子育てを地域で支える環境づくりが課題です。
- 保育園の入園要件緩和と社会構造の変化により、特に0歳から2歳までの保育需要が増加しています。平成29年度以降は待機児童が発生しています。

■施策の方向性

- 相談拠点である「子ども子育て安心ルーム」の充実を図るとともに、市内21ヶ所のつどいの広場や35地区に身近な場所で気軽に相談できる環境の整備を進める他、ICTを活用した遠隔相談体制を構築します。
- 不妊治療への助成や多子世帯への支援を充実させ子どもを産み育てやすい環境づくりを進めます。
- 保育の質と量を充実させるため、保育士の処遇改善を図るとともに、現在離職している潜在保育士の掘り起こしに努めます。また、私立保育所等の認定こども園化を促進し、3歳未満児の受入れ拡大に取り組みます。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
地域子育て支援拠点事業（こどもプラザ・つどいの広場）	こども育成課
ファミリー・サポート・センター運営事業	こども育成課
あるぷキッズ支援事業	こども福祉課
保育士確保事業	保育課

■計画期間の目標

項目	現状値(R元)	計画目標(R7)
合計特殊出生率	1.56(H25-29 平均)	1.58(H30-R4 平均)
待機児童数	33人	0人

施策2-5:こどもの福祉に関する取組み

■現状と課題

- 子育てに対する負担感は、児童虐待や子どもの貧困といった形で顕在化しています。
- 家族の生活多様化に伴い、重度の病気や、障害のある子どもに対する支援の重要性が高まっています。
- 近年は若者の自殺率が増加しており、実社会や SNS 上でのいじめや犯罪被害の防止、相談体制の充実が求められます。

■施策の方向性

- 子どもと保護者の孤立を防ぐため、専門職員や多職種連携による相談体制を充実させます。
- 障害や特性を持った子どもたちが、社会に理解され、健やかに成長できるよう、保護者に対して子どもへの関わり方を学ぶ機会を提供します。
- 加速するインターネット環境の中で、情報を正しく読み取り、自分を守るためのメディア・リテラシー講座の充実を図ります。
- すべての子どもにやさしいまちづくりを推進するため、子どもの権利を尊重した施策を行います。
- 子どもや若者が気軽に相談できる相談窓口の充実と居場所づくりを推進し、周知に努めます。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
子ども家庭総合支援拠点設置事業	こども福祉課
青少年健全育成事業	こども育成課
子どもの権利推進事業	こども育成課

■計画期間の目標

項目	現状値(R 元)	計画目標(R7)
自己肯定感の高い子どもの割合	60.7%	80%
小中学校におけるメディア・リテラシー講座受講者数	5,944 人	6,500 人

施策2-6:生活福祉に関する取組み

■現状と課題

- 近年、非正規労働者が増加傾向にあり、柔軟な働き方を選択できる反面、不安定な雇用、低賃金などにより安定した生活基盤を築くことが難しく、生活困窮に陥りやすい傾向があります。
- 生活困窮の要因が複雑化・多様化し、従来の社会保険制度や労務保険制度等の分野別の社会保障制度では、市民の安定した生活を支えきれなくなっているため、生活困窮者自立支援事業を充実する必要があります。
- 一方で人口減少により労働力は不足しており、様々なライフステージに応じた多様な働き方の実現が求められます。

■施策の方向性

- 生活に困ったときに相談でき、その状況に応じて可能な限り自立し、困窮することなく安定した生活を送る支援体制の構築を図ります。
- 地域に潜在する生活困窮者に対し、民間の支援団体や地域の関係機関と連携を強化し、適切な支援につなげます。
- 人材不足や新たな雇用ニーズに対応するため、ハローワーク松本と連携を密にし、雇用につなげる取組みを進めます。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
生活困窮者自立支援法関連事業	市民相談課
生活保護事業	生活保護課
生涯現役促進地域連携事業	労政課

■計画期間の目標

項目	現状値(R元)	計画目標(R7)
まいさぼ松本の就労支援プラン対象者のうち、就労した者及び就労により収入が増加した者の割合	87.7%	90%
生涯現役促進地域連携事業の支援による高年齢求職者の就業者数（累計）	4人	110人

施策2-7: 健康づくりに関する取組み

■現状と課題

- 松本市民の死因別死亡率は、2008（平成 20）年から 2018（平成 30）年まで、1 位が「悪性新生物」、2 位が「心疾患」となっています。
- 松本市の平均寿命と健康寿命には、男性で約 1 年半、女性で約 3 年半の差があり、日常生活が自立した期間を延ばす事が望まれます。
- 自殺死亡率は年々減少傾向にありますが、若い世代の自殺死亡率が高い傾向にあります。

■施策の方向性

- 死因の 1 位、2 位である「悪性新生物」と「心疾患」の早期発見のため、各種健診の受診率向上を図ります。
- 中核市として設置する保健所に新たに配置される医療専門職とともに、医療・介護・健診データの分析を進め、科学的根拠に基づく施策と、市民自らがデータを活用できる環境整備を進めます。
- 高齢者数がピークを迎える 2040 年を見据え、成人期から後期高齢者まで、切れ目なく保健事業と介護予防事業が行えるよう、関係課と連携を進め、身近な圏域で包括的に事業を推進します。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
データヘルス計画推進事業	保険課、健康づくり課
がん検診 5 か年計画推進事業	健康づくり課
保健事業と介護予防の一体的実施	保険課、健康づくり課、 高齢福祉課
自殺予防対策推進事業	健康づくり課

■計画期間の目標

項目	現状値(R 元)	計画目標(R7)
健康寿命	男性 80.33 歳 女性 84.30 歳 (H29)	男性 81.03 歳 女性 85.00 歳 (R5)
新規糖尿病性腎症患者数（国保 1,000 人あたり）	0.868 人	0.8 人

施策2-8:再犯防止に関する取組み（概要）

■現状と課題

- 全国の刑法犯の認知件数は年々減少している一方、再犯者率は年々増加を続け、近年は50%に近づいています。
- 再犯防止の取組みを進めるにあたっては、保護司の確保、法的支援機関と地域の関係者の連携による切れ目ない支援、安定した生活を送るための住まいと仕事の確保、地域社会における孤立化の防止、更生保護活動の普及・啓発が課題となっています。

■施策の方向性

- 誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現に向け、次の5つの取組みを重点的に推進します。

- (1) 民間ボランティア団体等との連携
- (2) 公的機関・関係機関等との連携
- (3) 生活環境の調整・相談支援等
- (4) 安全で安心なまちづくりの推進
- (5) 広報・啓発活動の推進

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
更生保護団体等への活動支援・補助金支出	福祉政策課
司法機関、教育機関、福祉団体等との関係	福祉政策課
協力雇用主協会と連携した就労支援	福祉政策課
地域支援者（町会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等）との連携強化	福祉政策課 地域づくり課 社会福祉協議会
社会を明るくする運動への参加	福祉政策課
学校と連携した作文コンクールへの出品	教育政策課

※再犯の防止等に推進に関する法律第8条における「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」の本編は、本書のp47以降に記載します。

施策2-9:防災減災に関する取組み

■現状と課題

- 大規模地震、豪雨や火山噴火など、本市の自然災害の発生リスクを踏まえ、市、地域住民、関係機関が一体となって、防災・減災対策に取り組んでいる中、特に、災害時における要配慮者の、避難行動及び避難生活の支援と、避難所の運営体制の整備が課題となります。

■施策の方向性

- 大規模な自然災害に備え、関係機関との連携強化を図るとともに、災害時の情報収集と伝達、救援物資の輸送、避難所の運営、被害調査に向けた体制を強化します。
- 避難行動要支援者名簿を活用するなどして、町会における見守り・避難支援体制づくりを支援するとともに、福祉事業者と連携し、福祉避難所等の環境整備・体制充実に努めます。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
防災訓練・医療救護訓練の実施	危機管理課・松本市保健所
防災、減災対策、ハザードマップなどの啓発	危機管理課・消防防災課
災害時要援護者支援プラン推進事業	福祉政策課
災害ボランティアセンターの設置運営	社会福祉協議会

■計画期間の目標

項目	現状値(R元)	計画目標(R7)
日頃から避難行動要支援者名簿情報を提供できる者の割合	85%	90%
避難所運営委員会数	115	124

施策2-10: 多文化共生に関する取組み

■現状と課題

- 外国人住民の数は県内でもトップクラスであり、国籍も60か国以上と多様なため、行政から発信する情報においてはやさしい日本語の活用が、児童・生徒には進学に向けた日本語支援が必要です。
- 日本人との交流を望む外国人住民は多い一方で、実際にその機会は少なく、地域における交流の機会が求められます。
- 人口減少と高齢化が進む地域社会においては外国人住民の地域社会の構成員としての活躍が期待されます。

■施策の方向性

- 国籍を問わず、市民一人ひとりが地域社会の一員として活躍できる多文化共生社会の実現を目指し、人との繋がりと異文化交流を進め、誰もが地域社会に参画できる環境づくりを進めます。
- 外国人材から選ばれ定住できるまちを目指し、日本語習得等の支援体制づくりを進めます。
- 行政から発信する情報ではやさしい日本語を使用しつつ、多言語対応においてはICTを積極的に活用します。
- 児童生徒の日本語支援を継続するとともに、やさしい日本語を活用した情報提供や進学相談会を実施し、就学や進学のサポートを行います。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
多文化共生事業	人権共生課
多文化共生プラザ運営事業	人権共生課
日本語を母語としない児童生徒への支援事業	学校指導課

■計画期間の目標

項目	現状値(R元)	計画目標(R7)
ふだんの生活で「言葉が通じない」ことに困っている外国人住民の割合	18.70%	10%
外国人住民の地域活動への参加割合	59.00%	70%

基本目標3: 困りごとを解決する仕組みづくり～包括的支援体制～

施策3-1: 包括的な支援体制の整備

■現状と課題

- 人口減少と高齢化が加速する今後の社会では、高齢者の介護、障害児・者の療育や就労、その他虐待、生活困窮といった課題が、世帯の中で複合的に現れてくることが予想されます。
- そのような世帯が、社会的に孤立してさらに問題を深刻化させないためには、身近な地域で、課題を丸ごと受け止められる体制が必要です。適切な相談先がわからなくても「とりあえず丸ごと」、近隣住民が気付いている課題「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」受け止められる体制が求められます。
- 松本市では、高齢者、障害者、子ども等の福祉に加え、生活困窮や自殺予防についても専門の相談窓口を設置している他、地域の民生委員等が把握した事案を各分野の地区担当者等につなげる体制が機能しています。
- また松本市には、市が独自に設置した地域福祉の拠点「地区福祉ひろば」があり、その機能の1つとして「相談窓口」機能がある他、地域づくりセンター体制の下で、市の福祉分野や社会福祉協議会の地区担当職員と連携がとりやすい関係にあります。地域で行われる様々な事業には、町会役員や民生委員等が関わっていることが多く、特に福祉ひろばで行う事業には、常駐する非常勤職員の他、保健衛生、介護等の専門職が地区担当として頻繁に出入りしていますが、そのことが十分に周知されているとはいえません。
- 一方で、「身近な地域」の相談機関では対応しがたい複雑・複合的な課題や、制度のはざまにある課題等には、福祉関係だけではなく、医療、司法、雇用・就労といった多岐にわたる分野の専門家とオーダーメイドで連携して対応していくことが求められます。
- 課題を抱えた世帯の社会参加を支援するにあたっては、地域住民との協働も必要になりますが、逆に地域で情報を共有することがその世帯にとって不利益になるような課題である場合には、地域と距離をとった場所に対応する必要があります。
- 個人や世帯の生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、一人ひとりが尊重され、社会との多様なかかわりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められます。

■施策の方向性

○ 身近な地域においては、35 地区の地域づくりセンター体制の下での職員の連携体制の強化と、相談窓口機能の周知に努めます。また、身近な地域では対応しがたい、困難で複合化した課題には、全市的かつ分野横断的な支援体制が組めるよう、福祉以外の分野との連携強化に努めます。

○ なお社会福祉法では、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するための手法の一つとして、重層的・包括的な支援体制の整備が挙げられています。重層的・包括的な支援体制のイメージは、以下のとおりです。

- ・ 相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については他機関協働事業につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- ・ なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- ・ 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には参加支援事業を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- ・ このほか、地域づくり事業を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指す。
- ・ 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

○ 第3章で示したように、松本市では「地域づくり」を「市民が主体となって地域課題を解決していく取り組み」と捉え、地域福祉の分野においても、地区ごとに設置された公民館や福祉ひろばでの学習と実践を通じて、住民同士の支え合う関係性を育んできました。

○ また、松本市は福祉部門においても職員を地区担当制で配置しており、保健師をはじめ、高齢・障害・子ども福祉、生活保護等の地区担当者が個々の世帯の生活課題を支援しています。今後はこれらの取り組みを活かし、課題の早期発見や、複合課題を支援する連携体制を強化することで、重層的・包括的な支援体制の整備を目指します。

成年後見制度の利用促進に関する取組み

（松本市成年後見制度利用促進に関する計画）

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨(目的)

成年後見制度は、認知症、知的障害者や精神障害により判断能力が不十分な方々を、法律的に支援し、保護するため、平成 11 年の民法の一部改正により、従来の禁治産者制度が見直され、平成 12 年 4 月から開始された制度です。

我が国では高齢化が進み、認知症高齢者の増加や、知的、精神障害者を支える親の高齢化による「親亡き後問題」が課題となっています。

こうした中で、平成 28 年 5 月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「法」といいます。）と、平成 29 年 3 月に閣議決定された「成年後見利用促進基本計画」で、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や、その中核となる機関（以下「中核機関」といいます。）の設置など、既存の支援の見直しや体制整備に向けた取組みが求められています。

本市では平成 23 年 4 月から、松本市社会福祉協議会が開設した成年後見支援センターかけはし（以下「かけはし」といいます。）を、2 市 5 村（松本市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村）で補助金により運営してきましたが、今後は市村の責務により委託による設置とし、必要な人が成年後見制度を利用できるよう体制を整備するとともに、権利擁護支援の必要な方を発見し、適切な支援につなげる地域連携の仕組みづくりを行う必要があります。

国の基本計画では、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるものとされたことから、施策を進めるため、本市の基本計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

法第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的計画を定めるよう努めるものとされており、本計画は関連計画である「松本市地域福祉計画」と一体的に連動して取り組み、「松本市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」、「松本市障害者福祉計画」とその他関連計画との整合、連携を図ります。

2 成年後見制度利用に関する現状と課題

人口減少と少子高齢化が進み、2025 年には団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者になることが見込まれていることから、高齢者に関する課題は今後も本市が地域と取り組む生活課題のひとつであると考えられます。

とりわけ地域包括支援センターに寄せられる権利擁護、中でも成年後見に関する相談は増加傾向にあります。

今後も支援を必要とする認知症高齢者のほか、身寄りのない高齢者や虐待を受ける高齢者、また、制度を必要とする知的障害者や精神障害者の増加が予想され、成年後見制度への需要が今後更に高まることが見込まれます。

【地域包括支援センターへの権利擁護に関する相談件数】

年度	相談件数		割合（％）
	（件）	成年後見相談件数	
平成28年度	936	256	27.3
平成29年度	1,174	344	29.3
平成30年度	1,352	371	27.4
令和元年度	1,673	275	16.4

【成年後見制度首長申立件数】

年度	高齢者（件）	障害者（件）
平成28年度	14	2
平成29年度	12	5
平成30年度	19	5
令和元年度	13	1

3 計画の基本方針（目標）

本市では、地域の実情に応じた成年後見利用の促進を図り、専門職団体との連携や必要な体制整備を行うとともに、国の基本計画に基づき、以下の施策を推進します。

（1）利用者がメリットを実感できる制度の運用

財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用を目指します。

（2）誰もが必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築

ア 成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指します。

イ 相談窓口の強化と、制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備します。

（3）適切な制度利用と後見活動の実現

- ア 市民や専門職に対する周知、研修を行います。
- イ 市民後見人を養成し、制度の利用を推進します。
- ウ 不正の未然防止を図るとともに、地域の後見人の支援体制を整備します。

4 具体的施策

(1) 利用者がメリットを実感できる制度の運用

- ア 利用者の把握と早期発見・早期支援
医療や福祉関係者、民間企業等との地域連携ネットワークにより、利用者を早期に把握し、本人のニーズに合った制度支援を行います。
- イ 利用者本人の意思決定支援及び身上保護の充実
成年後見人等が制度利用者に対し、財産管理のみならず身上保護と見守りを行うとともに、本人の尊厳を守りながら、本人の意思を尊重した福祉サービスや医療等の公的サービスの提供がされるよう、チームによる支援を行います。
- ウ 他のサービスとの一体的提供
 - (ア) 速やかに必要な制度利用につなげられるよう権利擁護支援対応の向上を図り、他の公的サービスと連動した一体的な提供を行います。
 - (例) 日常生活自立支援事業からの移行
 - (イ) 首長申立てによる後見等の申立てを適切に行うことで、成年後見制度の利用が必要な人を制度利用につなげます。あわせて必要に応じて成年後見制度利用支援事業につなげます。

(2) 誰もが必要な人が成年後見制度を利用できるよう地域連携ネットワークの構築

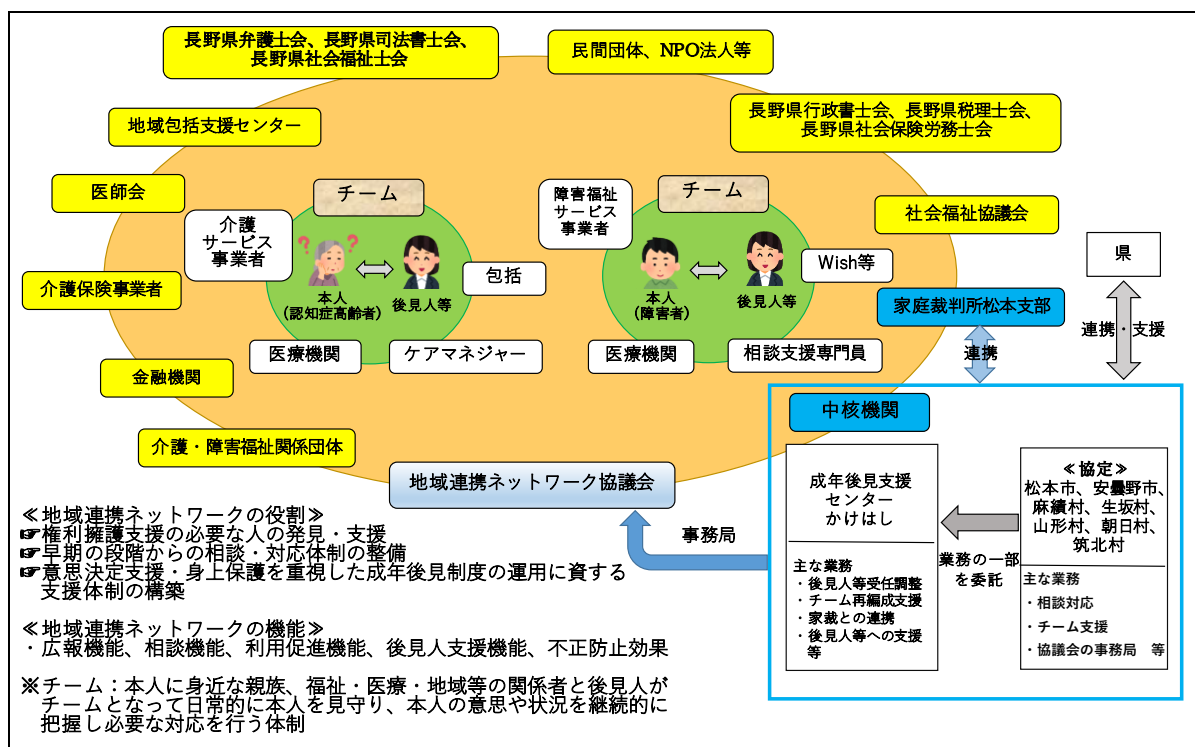
- ア 地域連携ネットワークの構築
弁護士会や司法書士会などの専門職団体をはじめ、家庭裁判所や医療福祉関係団体や地域関係者などと連携・協力し、支援を行う体制を構築します。
- イ 実施体制の整備
 - (ア) 制度利用の促進に関する「成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク協議会」や地域連携ネットワークの中核となる中核機関を設置します。
 - (イ) 「成年後見制度利用促進地域連携ネットワーク」は、医療・福祉・司法等各分野の専門職や、民生委員、金融機関などの地域関係者で構成され、成年後見制度利用促進に関する協議を行い、幅広い意見を施策につなげる場とします。
 - (ウ) 中核機関は、地域包括支援センターの総合相談業務、権利擁護業務の機能を十分に活かし、成年後見制度に関する相談窓口の機能を担い、関係機関との連携を図ることで制度利用が必要な人を早期に把握し、制度利用につなげます。

(I) 中核機関での二次相談窓口の機能を担うかけはしと連携し、制度の普及啓発、法人後見、市民後見人養成・育成、法人後見支援の各種事業を推進します。

ウ 成年後見人等の確保と市民後見人の育成

かけはしと連携し、養成研修を実施するとともに継続的な教育を行い、より多くの市民後見人を養成できるよう努めます。

【地域連携ネットワークイメージ】



(3) 適切な制度利用と後見活動の実現

ア 制度理解の促進

市民啓発講演会などを通じて広く普及啓発を行うことにより、成年後見制度が権利擁護支援の重要な手段のひとつであることの認識を広めます。また、市民後見人の養成を通じて、制度の利用を推進します。

イ 適切な制度利用のための関係機関との連携

本人をチームで支えることにより、不正の未然防止を図るとともに、地域の後見人の支援体制を整備します。

再犯防止に関する取組み

(松本市再犯防止推進計画)

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨(目的)

全国の刑法犯の認知件数（警察が把握した犯罪の発生数）は平成 14 年の約 285 万件をピークに年々減少し、平成 28 年には 100 万件を下回り、令和元年には約 75 万件となっており、長野県や本市においても同様の傾向にあります。

一方で、再犯者率（検挙人員に占める再犯者の比率）は年々増加を続け、近年は約 50%に近づいており、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

こうした状況を踏まえ、国は、「誰一人取り残さない」社会の実現を基本方針に掲げ、平成 28 年 12 月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯の防止等の推進に関する法律（再犯防止推進法）」（以下「推進法」という。）を施行し、平成 29 年 12 月に再犯防止推進計画（以下「推進計画」という。）を策定しました。

推進法第 8 条 1 項には、都道府県及び市町村に対し、国の推進計画を勘案し、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう、努力義務を規定しています。

(2) 計画の位置づけ

本市ではこれまで、「誰も置き去りにしない、どの地域も取り残さない、誰もが豊かなまちづくり」を理念に、誰もが安心して生活できる地域共生社会の実現に向け、再犯防止活動にも取り組んでまいりました。

今後は、国の法整備の状況も踏まえ、犯罪をした人等の円滑な社会復帰を支援することによる市民の犯罪被害の防止を目的とする「松本市再犯防止推進計画」を策定し、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を、一層推進してまいります。

なお、再犯防止等の推進は、誰もが安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を進め、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現に必要な取組みであり、地域福祉計画に位置付ける地域福祉の推進に関する事項に該当すると考え、今回策定する第 4 期松本市地域福祉計画において、「推進法」に基づき市町村が策定する地方再犯防止推進計画を包含することとしたものです。

2 犯罪の情勢等(全国)

年次	刑法犯検挙者数		
	(人)	再犯者数 (人)	再犯者率 (%)
平成15年	379,602	135,295	35.6
平成20年	339,752	140,939	41.5
平成25年	262,486	122,638	46.7
令和元年	192,607	93,967	48.8

(注) 1 警察庁・犯罪統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

3 計画の基本方針(目標)

本市では、「誰も置き去りにしない、どの地域も取り残さないまちづくり」を目指す中、市内には松本少年刑務所や更生保護施設松本みすず寮も所在することから、「社会を明るくする運動」への参加をはじめ、関係機関と連携し、再犯防止活動に取り組んできました。

さらに今後は、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合う「共生社会」の実現を進めることで、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域社会の実現に向け、国の再犯防止推進計画や長野県再犯防止推進計画などを勘案し、関係機関と連携を図りながら、次に掲げる5つの取組を重点的に推進します。

(1)民間ボランティア団体等との連携

(2)公的機関・関係機関等との連携

(3)生活環境の調整・相談支援等

(4)安全で安心なまちづくりの推進

(5)広報・啓発活動の推進

4 施策の推進

(1) 民間ボランティア団体との連携

■現状と課題

本市における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、松本保護区保護司会、松本地区更生保護女性会、松本地区ＢＢＳ会、松本地区協力雇用主会（そえ木の会）等の更生保護ボランティアなど、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

しかし、地域社会の人間関係が希薄化するなど社会環境が変化してきていることにより、民間ボランティアの安定的な人材確保が難しくなっています。特に、更生保護活動において重要な役割を担う保護司については、適任者の確保が課題となっています。

■施策の方向性

犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るためには、長野保護観察所や長野矯正管区といった国の機関や長野県が設置している公的機関のほか、民間ボランティア団体との連携を更に強化していく必要があります。

また、更生保護や非行防止の取組みを支える民間協力者と、地域住民の日常生活の支援に携わる民生委員等の地域関係者や行政機関との連携強化を図るとともに、保護司会と連携し、保護司の確保・充足率向上に努めます。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
更生保護団体（保護司会、更生保護女性会、ＢＢＳ会、協力雇用主の会、松本保護会、更生保護サポートセンター）との連携	福祉政策課
矯正施設・更生保護施設等（松本少年刑務所、みすず寮）との連携	福祉政策課
保護司の安定的確保	福祉政策課
更生保護団体等への活動支援・補助金支出	福祉政策課

(2) 公的機関・関係機関等との連携強化

■現状と課題

犯罪をした者等の更生には、刑事司法手続を通じて犯罪をした者等の支援に関わる関係者と、社会生活を送る上で関わる地域福祉関係者が一丸となって、切れ目のない支援につなげていく必要があります。

そのためには、司法と福祉が緊密な連携協力関係を築き、一丸となって取組を進めることが重要であり、更生保護行政を担う国と県・市が相互に連携し、さらに教育機関、福祉・医療機関等と連携して重層的に取り組む必要があります。

■施策の方向性

「社会を明るくする運動松本市推進委員会」のネットワークを活用して、司法関係者や地域福祉を支える関係者間で情報や課題を共有するとともに、司法と福祉の顔の見える関係を強化し、効果的・効率的に更生支援を推進します。

また、自立が困難な矯正施設出所者等の円滑な社会復帰のためには、長野県地域定着支援センター、長野県に所在する矯正施設、長野保護観察所が連携し、矯正施設出所後、速やかに福祉サービス等を受けることができるよう取り組みます。

さらには、非行少年の自立や立ち直りのために、学校と保護司会、長野保護観察所等が緊密に連携を図ります。

また、更生保護矯正施設が所在する全国自治体との連係を図り、情報共有を進めるとともに、自治体レベルでの取り組みが困難な課題については、連携して国へ働きかけていきます。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
社会を明るくする運動の推進	福祉政策課
司法機関、教育機関、福祉団体等との連携	福祉政策課
全国矯正保護施設所在自治体会議への参加	福祉政策課

(3)生活環境の調整・相談支援等

■現状と課題

刑務所に再入所した者のうち、約7割は再犯時に無職であったり、また、仕事に就いていない者の再犯者率は仕事に就いている者の再犯者率と比べ約3倍と高く、不安定な就労（収入）が再犯リスクとなっていることが明らかになっており、地域社会において安定した生活を送るための住まいと仕事の確保が大きな課題となっています。

特に、高齢者や障害がある人等、適切な支援がなければ自立した生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療や福祉サービスなど、適切な支援に繋げていくことが重要です。

■施策の方向性

各種支援の相談窓口について、ホームページや広報誌・パンフレット等を活用し、刑務所等の矯正施設や更生保護機関・団体等への情報提供に取り組みます。

矯正施設を出所する場合、福祉的な支援が必要である者には、保護観察所や矯正施設、地域定着支援センターその他の福祉関係機関と連携して必要な調整を行い、福祉サービスや住居に係る相談支援が受けられるよう地域包括支援センターや障害者相談支援センター、まいさぼ等、関係機関と連携し、必要に応じた支援を行います。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
地域生活定着支援センターとの連携	福祉政策課
協力雇用主協会と連携した就労支援	福祉政策課
各種相談窓口の周知・福祉サービス利用支援 （高齢・障害・生活困窮・保健医療、公営住宅入居、就労支援等）	福祉政策課 高齢福祉課 障害福祉課 生活保護課 市民相談課 住宅課

(4)安全で安心なまちづくりの推進

■現状と課題

犯罪をした人が社会に復帰した後に、社会での孤立、地域での生きづらさを感じる事が再犯につながる一因と考えます。

住み慣れた地域で支え合い、助け合う社会を実現させるためには、行政の取組だけでなく、地域住民との協働が不可欠であり、また、地域福祉を推進する人材の育成が必要です。

■施策の方向性

日頃から近所同士の声かけや支え合い、地域での見守り活動などを通して、地域におけるつながりを大切にし、犯罪そのものが起きにくい風土と環境を醸成し、誰もが安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します

また、多様な地域ニーズに対応していくため、地域の中で活動する自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO法人、福祉サービス事業者、社会福祉協議会等の地域福祉の担い手の育成に努めます。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
地域での見守り活動、防犯パトロール等の実施	福祉政策課 危機管理課 消防防災課
安全・安心に関するメールの配信	危機管理課
消費生活相談・啓発体制の充実	市民相談課
地域支援者（町会・民生委員、社会福祉協議会等）との連携強化	福祉政策課 地域づくり課 社会福祉協議会
松本少年刑務所の矯正展の周知	福祉政策課

(5) 広報・啓発活動の推進

■現状と課題

再犯の防止等に関する施策は、市民にとって必ずしも身近でないため、市民の関心や理解が得られないこと、民間協力者による再犯防止等に関する活動についても市民に十分に認知されているとは言えない状況にあります。

「誰も置き去りにしないまちづくり」を目指し、市民一人ひとりが人権尊重の意識を高めるため、学校、地域、家庭、職場その他のさまざまな場を通じて、人権教育・啓発が必要です。

■施策の方向性

社会を明るくする協調月間（7月）を中心に啓発活動・情報発信に努めるとともに、日常的に、市広報誌やホームページなどで、更生保護に関わるボランティア団体の活動状況などを広く周知し、市民の理解促進に努めます。

非行の未然防止や再犯防止には、小中学校からの教育が大事であることから、保護司会と協力した児童・生徒への啓発活動や青少年の健全育成を図るための家庭や地域の環境づくりを進めます。また市民の皆さんが日常生活における人権感覚を持った行動ができるよう人権啓発を推進します。

■主な取組み

主な事業（例）	担当課
社会を明るくする運動への参加	福祉政策課
学校と連携した作文コンクールへの出品	教育政策課
青少年健全育成事業	生涯学習課
青少年薬物乱用防止事業	こども育成課
人権啓発推進講座等の開催	福祉政策課 生涯学習課
松本少年刑務所の矯正展の周知	福祉政策課

第6章 資料編

1. 計画の検討経過

令和元年度	
10月28日	第1回 福祉ひろば（地域福祉）専門員会 ・第4期計画の策定について報告
3月16日	第2回 福祉ひろば（地域福祉）専門員会 ・第4期計画の方向性について検討
令和2年度	
5月26日	市議会 教育民生委員協議会 ・第4期計画の策定について報告
8月7日	第1回 福祉ひろば（地域福祉）専門員会 ・計画案の検討開始
9月1日	健康福祉21市民会議 ・第4期計画の策定について協議
9月18日	第2回 福祉ひろば（地域福祉）専門員会 ・計画案の検討
10月	ヒアリング調査
12月	福祉ひろば（地域福祉）専門員に書面照会 ・計画案の検討
3月12日	健康福祉21市民会議 ・計画案について協議
3月15日	第2回 福祉ひろば（地域福祉）専門員会 ・計画案について協議
令和3年度	
	パブリックコメント

2. 用語解説

あ行	
ICT	Information and Communication Technology の略。情報・通信に関する技術の総称。
悪性新生物	がん並びに肉腫のことで、細菌、ウイルスのように外から侵入してくるものではなく、その人本来の細胞が変化したもの。
あるぷキッズ支援事業	発達に心配のあるお子さんや発達障害のお子さんと保護者の方を、専門職チームが継続して総合的に支援する事業。
SNS	Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス) の略で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしている。
SOGI	性的指向 (Sexual Orientation) と性自認 (Gender Identity) の英語表記の頭文字から取った言葉で、すべての人がもつ性のあり方 (セクシュアリティ) を表す概念。この言葉を使うことで、性の問題はすべての人が自分のこととしてとらえることができる。
NPO	Non Profit Organization (利潤を分配しない組織) の略。営利を目的とせず、公益の増進に寄与することを目的として、住民が主体的に取り組む活動を行う団体。民間非営利組織。
LGBTQ	Lesbian (レズビアン:こころの性が女性で、恋愛対象も女性)、Gay (ゲイ:こころの性が男性で、恋愛対象も男性)、Bisexual (バイセクシュアル:恋愛対象が女性にも男性にも向く)、Transgender (トランスジェンダー:からだの性とこころの性が一致しない人)、Questioning (性的指向や性自認が決められない、はっきりしない、まだ悩んでいる状況にある人) の頭文字をとった単語で、性的マイノリティを表す言葉の一つ。

か行	
権利擁護	高齢者や障害者等の人権など様々な権利を保護すること。具体的には、認知症や知的障害、精神障害等により、生活上の判断が難しくなった場合に成年後見制度や福祉サービス利用援助事業の活用により生活上の支援を行うことや、虐待や悪徳商法等の権利侵害への対応の取組などが挙げられる。
子ども子育て安心ルーム	妊娠期から子育て中のさまざまな悩みの相談窓口。母子保健コーディネーター（相談員）、子育てコンシェルジュ（案内人）、保育コンシェルジュ（案内人）が対応。
コミュニティスクール事業 （松本版コミュニティスクール事業）	学校と地域が連携し、地区公民館が学校と地域を結ぶコーディネーターとなり、地域全体で子どもたちを見守り育てる意識を高め、地域の中でしか体験できないことを学ぶ機会をつくり、子どもたちの「生きる力」を育みながら、学校を核とした地域づくりを進める事業
さ行	
心疾患（しんしっかん）	心臓に起こる病気の総称。心疾患の大部分を占めているのが「虚血性心疾患」で、心臓の筋肉（心筋という）へ血液を送る冠動脈の血流が悪くなって、心筋が酸素不足・栄養不足に陥るものをいう。
性的指向・性自認	・性的指向（好きになる性）：どのような性別を好きになるかという方向性。 ・性自認（こころの性）：自分の性別をどのように認識しているか
性的マイノリティ	性的指向が異性だけでなく、同性、両性にも向く人や、こころの性と体の性が一致せず、自身の性別に違和感をもつ人などの総称。
た行	
地域活動拠点整備事業	地域住民が主体となって、子どもから高齢者まで孤立しない地域づくりのために「サロン」、「カフェ」、等の身近で集い、出会い、交流し、活動する場（通いの場）づくりを一層推進するため、令和2年度より開始した新たな事業。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法のひとつ。松本市では、地域課題等について話し合う「地域ケア会議」と、個別の事案の課題解決や地域課題の発見などについて話し合う「個別地域ケア会議」を行っている。

地域づくりセンター体制	市内 35 地区に設置している「地域づくりセンター」の地域振興機能を中心に、公民館の学習機能、福祉ひろばの地域福祉機能を一体的に機能させることで、より効果的に住民による地域力の向上と地域課題の解決を支える松本市独自の体制。
地域包括ケアシステム	団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。
地域包括支援センター	公正・中立の立場から、地域における高齢者の①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的マネジメント支援、④介護予防マネジメントという 4 つの機能を担う中核機関。市町村または社会福祉法人等の市町村が委託する法人が運営し、保健師・主任介護支援専門員・社会福祉士等の専門職員が従事している。
地区支援企画会議	地域づくりセンター長が招集し、地区関係職員によって行われる会議で、地域課題の検討や、課題に対する取組みなどについて話し合いを行う。
糖尿病性腎症	糖尿病の合併症のこと。糖尿病性腎症の場合、急に尿が出なくなるのではなく、段階を経て病気が進行。
中核機関	成年後見制度の専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関。
な行	
二次障害	労働や生活による負担を原因とし、また心身の症状に対する不適切な対応等により、もともとの障害（一次障害）と異なって新たに生じる障害のこと。
認知症施策推進大綱	令和元年 6 月「認知症施策推進大綱」が閣議決定され、共生と予防の基本的な考え方のもと、施策の 5 本柱 ①普及啓発・本人発信支援 ②予防 ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加の支援 ⑤研究開発・産業促進・国際展開に沿って、認知症の人の視点に立ち、認知症の人や家族の意見を踏まえて認知症施策を総合的に推進するもの。

は行	
8050 問題	80 歳代の高齢の親と、働いていない独身の 50 歳代の子とが同居している世帯に生じる社会的孤立等の問題。
避難行動要支援者名簿	高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿。平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、名簿の作成が義務付けられている。
福祉ひろば	福祉活動等を通じて、健康増進や生きがいづくりなどに取り組む地域福祉の拠点。
ま行	
メディア・リテラシー	メディア（新聞・テレビなどのマスメディア、本・雑誌など）を通して伝わるさまざまな情報から、真偽を含め情報を見極めて取捨選択しながら活用し、時に自らが発信者となること。
やさしい日本語	漢字交じりの日本語より簡単で、日本語能力が十分でない外国人に分かりやすいように配慮した日本語。